

別表十二(十二)

「10」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

中部国際空港整備準備金の損金算入に関する
明細書事業年度
又は連結
事業年度・
・
法人名

()

別表十二(十二)

令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

当期積立額		1	翌期整備準備金の金額	11	円
(1)のうちの(1)による積立額	2		均等基準益金	12	
内訳			基準事業年度等の終了の日における中部国際空港整備準備金の金額		
(1)のうちの(1)による積立額	3		均等益金算入額の計算	13	
空港用地積立取引の得計額算	4		同上以外の場合による益金算入額	14	
空港用地取得価額基準額	5		計	15	
度			当期積立額のうち損金算入額	16	
額			期末中部国際空港整備準備金の金額	17	
の計			(11) - (15) + (16)		
算			貸借対照表に計上されている中部国際空港整備準備金	18	
所得基準額の計算	7		差引	19	
所得又は連結所得の金額(別表四「45の①」又は(別表四の二「48の①」+「49の①」+「50の①」+「51の①」))			貸借対照表の取崩不足額	20	
所 得 基 準 額	8		積立限度超過額	21	
(7) × $\frac{2}{3}$			当期に生じた差額の合計額	22	
積立限度額	9		前期における差額	23	
当期積立額のうち損金算入額((1)と(9)のうち少ない金額)	10		(前期の(19))		

「10」欄

中部国際空港整備準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄 : 「第57条の7の2第1項」
- ② 「区分番号」欄 : 「00481」
- ③ 「適用額」欄 : 「10」欄の金額